

革新的技術開発・緊急展開事業（うち地域戦略プロジェクト）評価実施要領

第1 趣旨

革新的技術開発・緊急展開事業（うち地域戦略プロジェクト）（以下「地域戦略プロジェクト」という。）の進捗管理を行い、効率的で効果的に事業を行うため、基礎的委託研究事業実施規程（15規程第73号。以下「規程」という。）及び基礎的委託研究評議委員会運営規則（15規則第45号。以下「運営規則」という。）並びに本要領に定めるところにより、試験研究計画における研究成果の評価（以下「評価」という。）を実施する。

第2 評価を行う委員会等

- 1 地域戦略プロジェクトの評価は、運営規則第1条で設置する評議委員会（以下「委員会」という。）において実施する。
- 2 委員会は、次の条件を満たす者のうち、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）の所長（以下「所長」という。）が、運営規則第6条第2項に基づき、評議委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家及び行政関係者（地域農林水産業への成果の普及等を図る観点から地方出先機関の職員を含む。）等により構成するものとする。
 - (1) 地域戦略プロジェクトの評価について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から評価を行うことができる者であること。
 - (2) その氏名、所属、研究論文等の実績及び主な経歴並びにその者が行う評価結果の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 3 委員の選任に当たっては、公正で透明な評価を行う観点から、特段の理由がある場合を除き、試験研究計画と利害関係を有する者は選任しない。利害関係を有する場合とは、委員が次の（1）から（7）のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 当該試験研究計画の中で研究課題担当者となっている場合。
 - (2) 当該試験研究計画の研究課題担当者と、同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の部署（学科、研究領域等）に所

属する場合。

- (3) 当該試験研究計画の研究課題担当者と親族関係にある場合。
- (4) 当該試験研究計画の研究課題担当者と直接的な競争関係にある場合。
- (5) 当該試験研究計画の研究課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
- (6) 当該試験研究計画の研究課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
- (7) その他、所長が公正な判断を行うに相当ではないと判断した場合。

第3 試験研究成果の評価方法等

評価は以下の分野別に行う。

- (1) 水田作
 - (2) 畑作・地域作物
 - (3) 野菜・花き
 - (4) 果樹
 - (5) 畜産
 - (6) 林業
 - (7) 水産業
 - (8) 鳥獣害
- 2 生研支援センターは、研究成果に対する評価を記入するための様式を作成し、委員等に配付又は送付し、収集又は回収し、集計する。
 - 3 評価は、規程第15条に基づき行うこととし、同条第3項の規定により研究代表者に提出させる資料等（以下「評価資料等」という。）に基づき作成する評定案により評定を行う。
 - 4 委員会は、評価の終了後、遅滞なく評価結果を取りまとめる。
 - 5 上記評価結果の取りまとめ後、生研支援センターは研究代表者に評価結果を通知するとともに、その概要をウェブサイト等で公表する。

第4 試験研究成果の評価

- 1 評価は、単年度評価及び終了時評価に分けて行うこととする。
- 2 単年度評価は、試験研究計画ごとに、各年度に達成すべき試験研究計画の目標に対する試験研究成果の達成の程度及び当該年度の翌年度の試験研究計画の実施内容等について、評定することを目的とする。
- 3 終了時評価は、試験研究計画ごとに、研究終了年度までに獲得された試験研究計画に係る試験研究の成果の達成度や実証研究の波及効果等について、評定することを目的とする。

第5 単年度評価

- 1 実証研究型においては、以下のとおり、毎年度（終了時評価を行う年度を除く。）の終了時に単年度評価を実施することとする。
単年度評価を試験研究計画ごとに評価資料等を基に、委員会が当該試験研究計画の研究代表者等からの報告等を踏まえ、総合的な検討をすることにより評定を行う。
- 2 前項の案は、試験研究計画ごとに、別表1に定める評点と講評を付すことにより作成する。
- 3 前項の評点を与えるに当たっては、第3の1の各号に掲げる分野ごとに別表1に掲げる評価項目の各項について、同表に掲げる評定内容に対応する評点により作成する。

第6 終了時評価

- 1 実証研究型及び個別・F S型（個別型を含む。）において、終了時評価は、以下のとおり、研究終了年度に実施することとし、試験研究計画ごとに評価資料等を基に、委員会が当該試験研究計画の研究代表者等からの報告等を踏まえ、総合的な検討をすることにより評定を行う。
- 2 評定案は、委員のそれぞれが試験研究計画ごとに、別表2及び3に定める評点と講評を付すことにより作成する。
- 3 前項の評点を与えるに当たっては、第3の1の各号に掲げる分野ごとに定める評点により作成する。
 - (1) 実証研究型
別表2に掲げる評価項目の各項について、同表に掲げる評定内容に対応する評点
 - (2) 個別・F S型（個別型を含む。）
別表3に掲げる評価項目の各項について、同表に掲げる評定内容に対応する評点

第7 評価結果の反映

生研支援センターは、単年度評価における委員会の評価、本事業の結果を運営管理委員会に報告するとともに、運営管理委員会において次年度において改善すべきとされた試験研究計画の事項について、必要に応じて研究代表者に評価結果に基づく評価資料等及び次年度の試験研究計画の打ち切り又は修正等を指示するものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、所長が別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年〇月〇〇日より施行する。

別表 1

革新的技術開発・緊急展開事業（うち地域戦略プロジェクト）
単年度評価基準（実証研究型）

評価項目	評点	評価の目安
1) 総合評価	5	当該年度の目標を上回る達成であり、優れた成果が得られた。
	4	当該年度の目標を達成し、良好な成果が得られた。
	3	当該年度の目標を達成し、予定した成果が得られた。 (標準)
	2	当該年度の目標達成が不十分であり、一層の努力が必要である（一部の分担課題については研究計画の変更も検討する必要がある（2回連続で総合評価の評点が2以下の場合は、研究計画全体の打ち切り又は一部の分担課題の研究を中止することもある。))。
	1	当該年度の目標を大幅に下回る達成であり、研究計画の全面的な見直しが必要である（研究全体の打ち切り又は一部の分担課題については研究を中止することもある）。
2) 進捗状況	a	当該年度の試験研究計画を上回る進捗が認められた。
	b	当該年度の試験研究計画に沿った着実な進捗が認められた。
	c	当該年度の試験研究計画に下回る進捗状況である。
	d	当該年度の試験研究計画に沿った進捗が認められない。
3) 技術の普及・波及効果	a	実証経営や実証地のみならず周辺地域を含めた普及に向け確実な成果が得られた。
	b	実証経営での導入や実証地での普及に向け着実な成果が得られた。
	c	実証地内での普及に向けての課題が残されており改善に向けての検討が必要である。
	d	研究開発された成果について、実証経営での導入や実証

		地での普及は期待できない。
4) 研究成果の公表等	a	発表論文等や知的財産権の出願などが多く、当該年度の研究成果の公表が活発である。
	b	発表論文等や知的財産権の出願などがあり、当該年度の研究成果の公表が順調に進んでいる。
	c	研究成果の公表は一定程度見られるが、発表論文等や知的財産権の出願などを強化する必要がある。
	d	当該年度の研究成果の公表が少ない。
5) 研究体制	a	コンソーシアム構成員、研究実施者間等の連携が十分図られており、非常に良好な推進体制である。
	b	コンソーシアム構成員、研究実施者間等の連携が図られており、良好な推進体制である。
	c	コンソーシアム構成員、研究実施者間等の連携が不十分であり、推進体制の改善を検討する必要がある。
	d	コンソーシアム構成員、普及担当機関等の役割分担、責任の明確化及び連携が不十分であり、改善が期待できない。
6) 目標の達成状況と今後の研究に向けて	a	地域戦略を実現する上で、当初の試験研究計画の目標（定量的な目標等）を既に上回っており、さらに発展した研究を進めるべき（講評欄に具体的に記述する。）。
	b	地域戦略を実現する上で、当初の試験研究計画の目標（定量的な目標等）を達成しており、提案された次年度の試験研究計画の内容に沿った研究推進が妥当である。
	c	地域戦略を実現する上で、当初の試験研究計画の目標（定量的な目標等）を一部しか達成しておらず、提案された次年度の試験研究計画の目標設定や内容修正を検討する必要がある（講評欄に具体的に記述する。）。
	d	地域戦略を実現する上で、当初の試験研究計画の目標（定量的な目標等）の達成の可能性が低く、提案された次年度の試験研究計画について、一部分担課題の打ち切り等を含めた大幅な修正が必要である（講評欄に具体的に記述する。）。

※ 講評欄には、目標の達成状況と今後の研究に向けて、研究計画を見直すべき点について具体的に記載願います。

特に低い点を付した場合においては、必ずその理由を記載願います。

別表 2

革新的技術開発・緊急展開事業（うち地域戦略プロジェクト）
終了時評価基準（実証研究型）

評価項目	評点	評価の目安
1) 総合評価	5	試験研究計画の目標を大幅に上回って達成しており、地域戦略を実現する上で、農林水産業の収益および生産性の向上に著しく寄与する優れた成果が得られた。
	4	試験研究計画の目標以上を達成しており、地域戦略を実現する上で、地域の農林水産業の収益および生産性の向上に寄与する良好な成果が得られた。
	3	試験研究計画の目標を達成し、地域戦略を実現する上で、予定通り地域の農林水産業の収益向上ないしは生産性の向上に寄与する成果が得られた。（標準）
	2	試験研究計画の目標達成が不十分であり、地域戦略を実現する上で一部解決すべき課題が残される。
	1	試験研究計画の目標を大幅に下回る達成であり、地域戦略を実現や農林水産業の推進への貢献は期待できない。
2) 開発した技術の農林水産現場への普及・波及効果	5	得られた研究成果は、農林水産現場に導入しやすく、地域戦略の対象地域のみならず、今後、広く普及することが確実と評価される。
	4	得られた研究成果は、農林水産現場に導入しやすく、地域戦略の対象地域への普及が確実と評価される。
	3	得られた研究成果は、農林水産現場に導入しやすく、実証研究を実施した農林水産業者等において定着するとともに、今後一定の条件を有する農林水産現場への普及が期待される。
	2	得られた研究成果は農林水産業者等が利用する場合に、解決すべき課題が残されている。
	1	得られた研究成果は、農林水産業者等が自らの経営に導入できる内容とは考えられず、農林水産現場への普及は困難である。
3) 研究開発の成果	5	高度な手法や精力的な調査により得られた研究成果に基づき、要素技術が効果的に組み合わせられた画期的な技術体系又は画期的な要素技術が開発された。

	4	高度な手法や的確な調査などにより得られた研究成果に基づき、効果的に要素技術が組み合わせられ、目指す技術体系が開発された。
	3	適切な手法や調査による研究成果に基づき、要素技術の組み合わせにより、技術の合理性を有する技術体系が開発された。
	2	技術体系や要素技術について一定のものが提示されたが、従来技術と比較しての優位性が明確ではない。
	1	当初の試験研究計画で見込まれた技術開発目標を達成するには至っておらず、従来技術と比較しての優位性がない。
4) 普及に向けた成果の公表やアウトリーチ活動	5	地域戦略の対象地域のみならず当該技術を導入可能な広範な地域において実演会やシンポジウムを行ったり都道府県の普及奨励事項として採用されるなど、普及に向けてめざましい活動を実施した。
	4	地域戦略の対象地域において実演会やシンポジウムを行ったり、都道府県の普及の参考事項として採用されるなど、普及に向けて盛んに活動を実施した。
	3	地域戦略の対象地域において実演会やシンポジウムを行うなど、普及に向けた活動を実施した。
	2	現地検討会に一部周辺農家に参加してもらっているがオープンな場での広報活動は実施していないなど、外部に向けた技術の広報活動は十分ではない。
	1	外部に向けた技術の広報活動は実施されていない。
5) 研究開発の効率性	5	投入人員やコストに対してきわめて高い効果が期待される成果が得られた。
	4	投入人員やコストに対して高い効果が期待される成果が得られた。
	3	投入人員やコストに対して得られた成果から期待される効果は妥当なものである。)。
	2	投入人員やコストに対して得られた成果から得られる効果は十分なものでない。
	1	投入人員やコストに対して得られた成果から得られる効果はきわめて不十分である。

6) 研究成果達成に向けた構成員間や実証現場との連携	5	構成員・研究実施者間や実証現場関係者との間の連携に関して、様々な特徴的な対応がとられた結果、実施課題間において目覚ましい相乗効果が発揮されることにより顕著な成果が得られた。
	4	構成員・研究実施者間や実証現場関係者との間の連携に関して対応がとられ、実施課題間において期待以上の相乗効果が発揮されることにより、成果が達成された。
	3	構成員・研究実施者や実証現場関係者の役割が計画通り分担実施され、所期の目的とする成果が達成された。
	2	構成員・研究実施者や実証現場関係者の役割分担が不十分なことから、目的とする成果の一部に未達成な部分が生じた。
	1	構成員・研究実施者間や実証現場関係者との連携を図ることができず、目的とする成果を達成できなかった。

- ※ 講評欄には、目標の達成状況について具体的に記載願います。
特に低い点を付した場合においては、必ずその理由を記載願います。

別表 3

革新的技術開発・緊急展開事業（うち地域戦略プロジェクト）
 終了時評価基準（個別・FS型（個別型を含む。））

評価項目	評点	評価の目安
1) 総合評価	5	試験研究計画の目標を大幅に上回って達成しており、きわめて優れた個別要素技術が開発された又はきわめて有益な知見が得られた。
	4	試験研究計画の目標以上を達成しており、優れた個別要素技術が開発された又は有益な知見が得られた。
	3	試験研究計画の目標を達成し、個別要素技術が開発された又は一定の知見が得られた。（標準）
	2	試験研究計画の目標達成が不十分であり、個別要素技術の確立に至っていない又は不十分な知見しか得られていない。
	1	試験研究計画の目標を大幅に下回る達成であり、個別要素技術の確立に全く至っておらず又は知見が得られていない。
2) 開発した技術等の農林水産現場への普及	5	得られた研究成果は、今後、農林水産現場に広く普及することが確実と評価される。
	4	得られた研究成果は、今後、農林水産業者等や農林水産現場に貢献することが確実と評価される。
	3	得られた研究成果は、今後、研究を実施した農林水産業者等や農林水産の現場において貢献するとともに、今後一定の条件を有する農林水産現場への普及が期待される。
	2	得られた研究成果は農林水産業者等が利用する場合に、解決すべき課題が残されている。
	1	得られた研究成果は、農林水産業者等が自らの経営に導入できる内容とは考えられず、農林水産現場への普及は困難である。
3) 研究開発の成果	5	高度な手法や精力的な調査により得られた研究成果に基づき、画期的な研究開発が実施された。
	4	高度な手法や的確な調査などにより得られた研究成果に基づき、新規性の高い研究開発が実施された。

	3	適切な手法や調査による研究成果に基づき、技術合理性を有する研究開発が実施された。
	2	一定の研究開発が実施されたが、従来技術と比較しての優位性が明確ではない。
	1	当初の試験研究計画で見込まれた技術開発目標を達成するには至っておらず、従来技術と比較しての優位性がない。
4) 研究開発の効率性	5	投入人員やコストに対してきわめて高い効果が期待される成果が得られた。
	4	投入人員やコストに対して高い効果が期待される成果が得られた。
	3	投入人員やコストに対して得られた成果から期待される効果は妥当なものである。
	2	投入人員やコストに対して得られた成果から得られる効果は十分なものではない。
	1	投入人員やコストに対して得られた成果から得られる効果はきわめて不十分である。

- ※ 講評欄には、目標の達成状況について具体的に記載願います。
特に低い点を付した場合においては、必ずその理由を記載願います。